

### DESTINATIONキャンペーン(DC) おもてなし推進事業

4月から6月に開催される栃木DCでは、多くの観光客が本市を訪れます。このキャンペーンの開催にあわせて、観光客歓迎のおもてなしをしてみませんか。



- ▼内容
  - ・キャンペーンフラッグの掲出(必須)
  - ・道案内や観光スポットの案内(任意)
  - ・トイレの案内(任意)
  - ・商品の割引や無料サービスなど、自のおもてなしの提供(任意)
- ▼対象
  - 市内に店舗などがある事業者
- ▼申込期限 3月20日(火)
- ▼申し込み・問い合わせ
  - ☎(62)7156

## 健康

### 自彊術体験教室

内臓や脳など体の各機能を高め、健康の維持・増進に期待ができると言われる自彊術。指圧・整体・呼吸法を31の動作に織り込み、同時に行う健康体操です。

### 家族介護教室

現在、介護をしている人を対象に、介護者自身の健康管理の重要性について学習します。介護者同士の交流の機会もつくります。

- ▼とき 3月29日(木) 午後1時30分～3時
- ▼ところ 東那須野公民館
- ▼講師 真船一夫氏 (NPO法人ひなた)
- ▼対象 現在、家族などの介護をしている人
- ▼参加費 無料
- ▼定員 30人
- ▼申込方法 高年齢福祉課に電話で申し込み
- ▼申込期限 3月27日(火)
- ▼申し込み・問い合わせ
  - ☎(62)7327

### 利用してください 特別支援学校の 通学帰省費補助制度

対象 市内に住所を有し、平成29年度中に子どもが特別支援学校に在籍した保護者

### 水中運動講座

泳げなくても大丈夫です。普段の生活リズムに変化をつけたい、肩こりが治らない...などプールを体験してみたい人はこの機会にいかがでしょうか。

- ▼とき 3月2日、30日の毎週金曜 午前10時～10時30分(全5回)
- ▼内容 リンパの流れを改善し、むくみを解消(肩こり腰痛改善)
- ▼申し込み・問い合わせ
  - ☎(64)4334

## 住まい・環境

### 災害時協力井戸登録制度をはじめます

地震などの災害により水道が長期間断水すると、家庭で使う生活用水(飲用以外のトイレや掃除などに使う水)が不足します。

市では、地域にある井戸を活用して生活用水を確保するため、「災害時協力井戸登録制度」を開始します。災害時に地域の人に水を提供してくれる井戸をあらかじめ登録しておくのです。井戸所有者の皆さんの協力をお願いします。

### 戦没者の遺族の皆さんへ 第十回特別弔慰金の 手続きはお済みですか

先の大戦での戦没者の遺族に、第十回特別弔慰金が支給されます。

- ▼請求期限 4月2日(月) ※請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができません。
- ▼支給対象者
  - 平成27年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、次の順位により遺族1人に支給
  - ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
  - ②戦没者などの子
  - ③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(生計関係により順番が変動)
  - ④戦没者と1年以上の生計関係があった三親等内の親族(おい・めいなど)
- ▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(償還金の受取人が決まっている国債)

現代社会はさまざまなストレスを抱え、心の不調により自殺に至ってしまう場合もあります。ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。心の健康を保つためのヒントと、メンタルサポートに役立つ知識や対処法を学んでみませんか?

### 誰でもなれる「ゲートキーパー」養成講習会

- ▼請求方法 請求窓口にご相談ください。相談後、請求に必要な書類をお知らせします。
- ▼請求窓口 福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課
- ▼問い合わせ
  - ☎(62)7135
- ▼申し込み・問い合わせ
  - ☎(62)7135
- ▼とき・内容
  - ①3月9日(金) 午前9時30分～正午
  - ・なぜ自殺に至ってしまうのかなど、カウンセリングの事例を通して「心の健康」について考える
  - ②3月23日(金) 午前9時30分～正午
  - ・気配り、気づき、声かけなど、誰でもできるゲートキーパーとしての基本対応を学ぶ
- ▼講師 丸山隆(栃木県カウンセリン

申し込み・現在使用している井戸があり、電動か手動式の揚水ポンプ、つるべがあり、安全に利用できる井戸 ※井戸の所有者は次の事項に同意することが必要です。

- ▼登録できる井戸
  - 市内にあり、現在使用している井戸
  - 電動か手動式の揚水ポンプ、つるべがあり、安全に利用できる井戸
- ▼登録手順
  - ・登録を希望する井戸所有者は、申出書を提出してください
  - ・審査の結果、登録された井戸所有者には標識を交付します
  - ・交付された標識は、門や玄関などに掲示し、災害発生時には地域の人に井戸水を提供してください
  - ・年1回登録更新の確認があります
  - ▼受付開始日 3月1日(木)
  - ▼提出先 福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課、福祉課
  - ▼問い合わせ
    - ☎(62)7150

## 食品の放射性物質簡易検査結果

(12月18日～1月15日)

検査結果	件数	検体の内訳(件数)
不検出	0	
50Bq未満	1	ゼンマイ(1)
50～100Bq	0	
100Bq超	0	
合計	1	

※厚生労働省が定めた一般食品の放射性セシウムの基準値は100Bq/kg。 ※検査結果は、1kgあたりのセシウム134とセシウム137の合算値。 ▶問い合わせ 生活課 ☎(62)7126 検査を行いたい人は問い合わせてください

- ☎本庁舎(共聖社108-2)
- ☎西那須野庁舎(あたご町2-3)
- ☎塩原庁舎(塩原1-2)

～空き家を所有している人へ～ 空き家バンクを利用して、空き家を売ったり、貸したりしませんか。 ▶問い合わせ 都市整備課 ☎(62)7162

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。